

2 健介保第1221号
令和2年10月16日

各高齢者施設 管理者様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

施設における面会実施の留意事項について（依頼）

日頃は本市介護保険事業にご理解ご協力をいただきありがとうございます。
各施設におかれましては、これまで感染防止策を講じながら事業の継続にご尽力いただいたところでございますが、令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（以下「国事務連絡」）において、面会を実施する場合の留意事項が示されたところです。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大のおそれが完全になくなったわけではなく、特に高齢者については感染した場合の重症化リスクが高いとされていることから、面会を実施する場合には、国事務連絡にもあるとおり、感染防止策を行ったうえで実施していただきますようお願いいたします。

また実施にあたっては、利用者やその家族等に面会時の感染防止策についてご理解ご協力をいただけるよう十分な説明を行っていただきますようお願いいたします。

（問合せ先）

名古屋市健康福祉局高齢福祉部
介護保険課指導係
電話 052-972-3087（居宅班）
電話 052-972-2592（施設班）